

2015 年度雨竜SLカートミーティング



開催日時

第1戦 5月17日
第2戦 6月7日
第3戦 7月19日
第4戦 8月30日
第5戦 10月18日

開催場所

雨竜サーキット
雨竜郡雨竜町字20区 TEL0125-78-3839
主催
雨竜サーキット
Eメール fwnp3304@mb.infoweb.ne.jp

開催クラス

SSオープンクラス
スーパーSS
レンタルカートホンダ GX160
ヤマハMZ200クラス

2015年雨竜サーキットS Lカートミーティング 特別規則書

本レースシリーズは、F I A国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則ならびにそれに準拠した国内カート競技規則とその付則、および2015年S Lメンバーズブックの特別規則書、各シリーズにおいて補足する特別規則書付則、および公式通知に基づいて開催される。

第1章 大会に関する事項

1 大会審査委員会および大会役員

大会審査委員長、審査委員、大会会長、副会長、大会組織委員長、組織委員、大会事務局長、競技長、車検長、進行、計時長、コース長

2 大会事務局

雨竜郡雨竜町 20 区 雨竜サーキット、旭川市末広 4 条 5 丁目旭川カートサービス

3 開催場所

雨竜郡雨竜町 20 区 雨竜サーキット TEL0125-78-3839

4 競技の名称

名称 2015年度雨竜S Lカートミーティング

種目 スプリントレース

開催クラス S Sオープンクラス(12歳以上)、スーパーS Sクラス(30歳以上)、レンタルカートG X 1 6 0、ヤマハM Z 200 クラス

5 公式通知に関する規定

本規則に記載されていない競技運営に関する実地細目およびドライバーに対する指示事項は、本規則書および公式通知によって公示される。なお公示は、次の方法による。

- (1) 開催期日の前日まで大会事務局内に掲示されるとともに、エントリー申込書に記入してあるドライバーの連絡先に送付する。
- (2) 開催当日 開催場所の事務局設置場所

6 延期、中止又は、取り止めおよび変更に関する事項

J A Fカート競技会組織に関する規則、第6条に基づき、オーガナイザーは、大会組織委員会の承認を得て大会の一部あるいは、全部を延期、中止、又は、取り止めることができる。イベントの全部を中止し、あるいは、24時間以上延期する場合は、エントリーフィーは、全額返還される。さらにエントラントおよびドライバーは、これによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を保有しない、なおオーガナイザーは、大会組織委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限を併せて保有するものとする。これに対する抗議は、認めない。

第2章 競技会参加に関する事項

1 エントリーの受付

開始 大会開催日の1ヶ月前

締め切り 大会開催日の1週間前または、付則に示す日時、郵送に関しても締め切り日までに必着のこと。

延期 当日エントリーを認める場合がある(ペナルティーとして2000円課します)

- (1) 受付時間 a m 1 0 時より p m 5 時まで
- (2) 受付場所 大会事務局 雨竜サーキット、旭川カートサービス

- (3) 必要物 参加申込書、競技参加に関する誓約書、保険加入証明
ピットクルー登録申請書、エントリーフィー、

2 エントリーフィー

- (1) エントリーフィー、エントリー費 10000 円
(2) 保険料は、本規則書付則に公示する

3 エントリーの資格

- (1) SSクラス、スーパーSSクラスエントリーのドライバーは、2015年度有効
SLライセンスを所持するドライバー
(SLライセンス申請中も参加可能とする)

レンタルGX160クラスとMZ200は、12歳以上で主催者が認めるルール
とマナーを順守出きることが条件

- (2) 満18歳以下のドライバーおよびピットクルーは、親権者の承諾書を必要とする

4 エントリーの受理と拒否

- (1) オーガナイザーは、理由を示すことなくエントリーの拒否することができ、かつ
その行為をもって最終の決定とする。この場合エントリーフィーおよび保険料は、
全額返還される。
- (2) エントリーの受理は、必要事項のすべてが明記された参加申込書およびエントリ
ーフィー、保険料が受付場所にて受理された時点でオーガナイザーの参加承認が
成立するが、拒否の通知は、開催日までに連絡される。
- (3) ドライバーおよびピットクルーは、参加申込みと同時にオーガナイザーの指定す
る傷害保険に加入しなければならない。
- * 保険金の支払い方法については、特別規則書付則に定める
- (4) SSクラス、スーパーSSクラスに出場するドライバーは、エントリーの際に
SLスポーツ保険に加入している証明書が必要となります。(コピーも可)

5 シャーシ、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャーシ、タイヤは、JAFカート車両規則に準じ参加申込書により登
録し、かつ車両検査に合格したもののみが使用できる。

登録できる内容は、次の通りとする。

シャーシ1台、 エンジン1基、ドライタイヤ1セット、レインタイヤ1セット

**登録したエンジンが、故障破損等により技術委員長が走行不可能と判断した場
合に限り1度だけエンジンの交換が認められます。故障破損したエンジンも再車検の対象**

- * エンジン部品の交換は、JAFカート競技規則に従って許される。
* 登録タイヤがバースト、パンクした場合、車検長の許可を受けて1本のみを交換
することができる。(交換するタイヤと登録タイヤを車検長に提出)

第3章 エンジンおよびカートに関する事項

1 エンジン

クラス	エンジン
SSオープン	ヤマハKT100SD、SC、SEC
スーパーSS	ヤマハKT100SD、SC、SEC
MZ200	市販状態で無改造MZ200

* 中学2年生以下はSECに限定、中学3年生以上はSLクラッチのみの装着可

2 シャーシー

クラス	シャーシー
SSオープン	一般市販シャーシーフロントブレーキ禁止
スーパーSS	一般市販シャーシーフロントブレーキ禁止

* ブレーキに関しては、すべてのカートに補助ワイヤー義務付けとします

エンジンは、ヤマハk t 1 0 0 SD、SC、SEC、のみで切削、付加等一切の変更改造及び 純正部品以外への交換は、禁止される。ただし以下の部品は、純正部品以外の交換を認める。

2 0 1 5年度SL車両規定書、部門公式車両検査マニュアルに従う

吸気消音器

JAFカート競技車両規定第12条に合致し、CIK/FIA (FMK) 公認の吸気消音器を必備とする。消音器本体（取り付け部分を除く）の改造は、禁止される。1つのチューブ径は、23mm以下とする。許容公差は、JAFカート競技車両規則、第3章公認第17条許容公差項目に準ずる。（未加工部品）

3 カート

前1項に規定する当該エンジンを搭載し、「JAFカート車両規則」に合致する第1種車両でかつ次の条件を満たさなければならない

- ① JAF公認車両、CIK/FIA公認車両
- ② カートは、前方と後方および側方から明瞭に識別できるよう、競技ナンバーを取り付けなければならない
- ③ ナンバープレートは、前後に必備とする。その取り付け方および形状については、「JAFカート競技車両規則」第9条および第11条、3による側方のナンバーは、15cm画とする。なお前方には、フロントパネルを装着しなければならない。ナンバープレートの色は、下記通りとする

クラス	プレートの色	文字の色
SSオープン	黄	黒
スーパーSS	白	黒
MZ200	黄	黒

SS、スーパーSSは、リヤプロテクションが必備

4 競技ナンバー

- ① 競技ナンバーは、公式練習前に取り付けていなければならない
 - ② 側方の競技ナンバーは、サイドボックス後輪側に装着しナンバープレート色は、自由とする、読み取りにくいものは、交換してもらう場合がある
- 5 バンパーは、前後ともに必備とし、その取り付け方については、「JAF国内カート競技車両規則」第7条による。

6 チェーンガードは、必備とし、その取り付け方および形状については「JAF国内カート競技車両規則」第8条17による。

- ① 幅は、3cm以上あり車両上方からチェーンが見えない状態であること。
- ② エンジン側スプロケットとアクスル側スプロケットを結ぶ線の上の部分の有効に覆っていること。

- ③ 車両側方よりみてエンジン側スプロケットが見えない状態であること。またクラッチ付きカートにおいては、上記3は、除かれるが、クラッチプロテクターを装着しなければならない。

7 排気装置は、次の通りとする

- ① 排気システムのいかなる部分も、車両全長および全幅より突出しては、ならない。排気出口の末端は、安全な加工がされたいなければならない。排気は、ドライバーの後方で行われ、ガスの排出は、地面より45cm以下で行わなければならない。

- ③ マフラーは、下記の通りとする。

ヤマハ純正以外は、認められない。

* 中間パイプ（ジャバラ）のみ長さ変更可能また径は、純正と同じであること。

8 タイヤのメーカーと銘柄

クラス	ドライタイヤ	レインタイヤ
SSオープン	ブリヂストンSL07	ブリヂストンSL94
スーパーSS	ブリヂストンSL07	ブリヂストンSL94
MZ200	ダンロップSL98	ダンロップSL98

9 キャッチタンク

走行中に燃料タンクからの燃料漏れを防止するために有効な装置を必備とする。但し燃料漏れを防止する装置がタンクキャップ等に装置されていることが仕様書等によって証明された場合は、それを有効な装置とみなす。

第4章 ボディーワーク

「JAF国内競技車両規則」第11条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とする。

- ① サイドボックスは、シャーシーに最小2箇所が強固に固定しなければならない。その取り付け方は、「JAF国内競技車両規則」にしたがうものとする。
- ② すべての部門の車両は、「JAF国内競技車両規則」に従ったフロントフェアリングを装着しなければならないが、CIK/FIA公認フロントフェアリングの取り付け方式であること

第5章 重量規定

最低重量は、下記とする

クラス	重量
SSオープン	145kg
スーパーSS	150kg
MZ200	150kg

最低重量を満たすためバラストを必要があるときには、すべて固定材料を用い車体にボルトナットで取り付けなければならない。

第6章 燃料

「JAF国内競技車両規則」第8条19に沿った通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなければならない。エンジンオイルについては、通常市販されているもの以外認められない。なお予告なく抜き打ち検査する場合がある

第7章 車両検査

- ① 「カート競技会参加に関する規則」第12条に基づき車両検査が行われる。この際、不適合な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかった場合であっても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は、旗の指示を受ける場合がある。
- ② 車両検査の日時および場所は、特別規則または、公式通知によって示される。
- ③ ドライバーは、車両検査に立ち会わなければならない。
- ④ ドライバーの服装に関しては、「競技会参加に関する規則」第11条を適用する。また車両検査時においては技術委員の点検を受けるものとする。レーシングスーツは、皮製または、CIK/FIA、JAF公認のものとする。
- ⑤ 各ヒート終了時には、「JAF国内カート競技車両規則」に定める必備の部品が備わっていること。
- ⑥ 「カート競技会運営に関する規則」第31条に基づきレース後所定の場所で計量が行われる

競技に関する事項

第8章 公式練習

「カート競技会運営に関する規則」第23条および第24条に基づき公式練習を行うただし、ピットアウトしスタートライン通過する前に本コースで停止した場合、公式練習に参加したものと認める。

第9章 タイムトライアル

- ① すべてのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合は、タイムトライアル失格として予選ヒートは、最後尾スタートとなる。
- ② タイムトライアルは、5分間のベストラップ方式でおこない、コースインの指示は、オフィシャルの指示に従い計測中に一度ピットに入ると計測時間内であっても再スタートは、認められない。
- ③ 同タイムの場合は、セカンドベストタイムを採用する
- ④ その他の方式でタイムトライアルを行う場合は、公式通知にて示す。

第10章 レースの方法

レースは、予選1ヒート、決勝1ヒート行い、決勝の結果により最終順位の決定とする。

第11章 予選ヒート

- ① 予選ヒートのグリッドポジションは、タイムトライアルの成績により決定する。
- ② 24台以上の出場台数がある場合は、予選ヒートをAグループ（タイムトライアル奇数順位）Bグループ（タイムトライアル偶数順位）で予選ヒートを行い各グループ10位までは、決勝進出とし、それ以外のドライバーは、敗者復活戦にて上位4台が決勝に進出とする。
- ③ ペナルティーがあった場合は順位の変更がある
- ④ 周回数は、各大会前に示す。

第12章 決勝

- ① 予選を通過したもののみでおこなう
- ② グリッドポジションは予選順とする
- ③ ペナルティーがあった場合順位の変更がある

第13章 その他競技に関する一般事項

- 1、スタートは、「競技運営に関する規定」第28条2に基づくローリングスタートとし次の事項が適用される
 - ① ローリング中各ドライバーは、オーガナイザーが定める区間での追い越し割り込みは、禁止されこれを違反したのものには当該ヒートの失格とする
 - ② スタートライン25m手前に引かれた黄色いラインを超えるまで加速しては、ならない
 - ③ ローリングの隊列を乱す者があった場合白黒旗が提示される、フロントローでそれが繰り返された場合最後尾に繰り下げられる場合がある。
 - ④ ローリングに遅れたものが列の前にて待つような行為をしては、ならない。
 - ⑤ ローリング中にショートカットすることは、禁止される
 - ⑥ ローリング中にポールまたは、セカンドの選手が停止、または、遅れてもローリングは、続行される。その際先頭にいるものがローリングのペースを保つ義務が生じる
 - ⑦ スタート際は、スタートラインを超えるまでは、追い越し、車線変更しては、ならない。
 - ⑧ スタート後、先頭のカートが1周するまでにスタートラインを超えないカートは、そのヒートは、出走することができない。
- 2 スタートの合図に関しては、「競技運営に関する規定」第13条に従う。但しスタート合図はオーガナイザーの旗または、信号を用いる場合がある。
- 3、コースアウトに関するペナルティーは、競技長の判断による。
- 4、レース中にオフィシャルが反則または、走行妨害とみなされた場合は、ペナルティーを課せられさらにその行為が2回以上に及ぶものに関しては、失格とする。
- 5、レース中にいかなる場合においてもコースのショートカットすることは、認められない、オフィシャルからショートカットとみなされた場合ペナルティーの対象となる。
- 6、レース中にコース上にてリタイヤした選手は、速やかに車両を安全な場所に移動し、ヒート終了まで車両から離れては、ならない。オフィシャルの指示に従い当該ヒート終了後車両の回収を行う
- 7、競技中の燃料補給は、禁止します。
- 8、レース着順1位のカートがフィニッシュライン通過2分以内にカートが自力でフィニッシュライン通過したものは、そのラップが加算される。完走者扱いとなるためには、規定周回数の2分の1以上を完了していなければならない。
- 9、レースの順位は、次の順序により、周回数の多い順に決定される。
 - ① チェッカーを受けた完走者（規定周回数の2分の1を完了しチェッカーを受けた者）
 - ② チェッカーを受けない完走者（規定周回数の2分の1以上を走行したがチェッカーを受けなかった者）
 - ④ 同周回数の場合は、その周回を先に完了したもの（コントロールライン通過）を優先する、ただし共に0周の場合は、グリッド順とする。
 - ⑤ レースは、着順によるものとし計時を行わない場合がある。
 - ⑥ 競技中にオフィシャルによって車両の異常が確認された場合は、オレンジボールフラッグが振られるフラッグが振られた者は、ピットに戻り修理してから競技に戻らなければならない。
 - ⑦ レース成立台数は、各クラス5台以上のカートが出場しなければならない。5台に満たない場合は、成立しない。なおこの場合出場とは、予選スタートの際にコントロールラインを5台以上通過することをいう。
 - ⑧ レース（ヒート）周回数の60%以上が消化された場合、当該レース（ヒート）成立する
 - ⑨ 消火器携帯の義務について

各エントラントは、すべての大会において下記の条件を備えた消火器を 1 本以上備えていなければならない。またピット、パドックでの火気厳禁徹底に努めなければならない。

[携帯消火器の条件]

*種類 : ABC 粉末タイプ

*大きさ : 4 型 (内容量 1,2kg) 以上

第 14 章 ピットについて

- ① ピットインの際は、後続車に必ず分かるように片手を挙げて合図をしてからピットロードに進入すること。
- ② ピットでは、指定された場所で作業を行わなければならない、(競技長より指定があった場合は、除く) またピット内で作業できるものは、当該レースに参加しているドライバーとピット要員として登録されている者に限る。
- ③ 「カート競技会参加に関する規則」第 18 条に基づき、ピット要員の行為に関する最終的な責任は、エントラントに帰属するが、レース中における場合は、ドライバーに直接統轄の責任があるものとするピット要員による規則の違反は、当該ドライバーに対するペナルティーとなることがある。
- ④ ピット内における火気の使用を禁止する。燃料の容器は、20ℓ以内の金属携行缶でなければならない。

第 15 章 車両保管

レース終了後の車両保管および車両検査は次の通りとする。

- ① 当該レース入賞者の車両保管および車両検査を行う。(オフィシャルより車両保管の指示あり) 保管解除になったカートは、速やかに引きとらなければならない。
- ② 保管時間は、30 分以上で所定の場所で行われる。(変更の場合オフィシャルの指示がありそれに従うこと)
- ③ 技術委員長は、当該レースに参加した全ての車両に関し検査を行う権限を保有する。技術委員長が検査を行う際は、エントラントもしくは、その代理人が責任をもって車両の分解および組み立てを行わなければならない。ただし関係役員、エントラントおよびドライバー以外検査に立ち会うことは、できない。
- ④ 技術委員長が行う本条項の検査に応じない場合失格とされる。上記に対する違反は、競技長によって勧告され、審査委員会によってペナルティーが課せられる場合がある

第 16 章 ペナルティー、抗議について

1、ペナルティーには、次の 5 種類がある

- ① 警告
 - ② 罰金
 - ③ ポイントペナルティー
 - ④ ラップペナルティー
 - ⑤ 失格
- 2、警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して提示される
- 3、罰金は、ペナルティーまでに至らない程度の違反に適用される
- 4、ラップペナルティーは、失格にならない程度の違反に適用される
- 5、失格は、以下の違反条項に基づく

- ① 規則に反してまたは、不当に得たアドバンテージ
- ② 故意に他人の危険をかえりみることなく行う危険行為
- ③ 与えられたオフィシャル指示を故意に無視した時
- ④ 与えられたフラッグサインの無視
- ⑤ レース運営にに対して問題を起こす行動、言動があった場合は、オフィシャルの判

断で失格を言い渡す場合がある

2、抗議に関する事項

「JAF国内カート競技規則」第40条に基づき書面をもって抗議料を添えてエントラントより競技長に提出するものとする、それ以外の抗議については、一切受付は、しない、抗議料に関しては、20300円としいかなる場合でも、返還されない。

3、抗議提出の時間厳守

- ① 技術委員または、車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後10分以内とする。
- ② 競技中の過失、反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする
- ③ 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする

第17章 成績および章典

- 1、決勝ヒートの結果により決定する
- 2、章典は、ドライバーに対して行われる。

第18章 得点基準

本大会のドライバーに与えられる得点は、次の得点基準を適用する。得点は、失格者、決勝ヒート不出走者には、与えられない。

得点

順位	得点	順位	得点
1位	20	6位	6
2位	15	7位	4
3位	12	8位	3
4位	10	9位	2
5位	8	10位	1

第19章 損害の補償

- 1、参加者は参加車両およびその付属品並びにレース場の施設、機材、器具に対する損害補償の責任を負うものとする
- 2、エントラント、ドライバー、ピット要員は、コース所有者、オーガナイザーおよび大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを承認しなければならない。
- 3、エントラント、ドライバー、ピット要員は、参加申し込みの際記載された誓約文を読み署名捺印しなければ出場資格が与えられない。

第20章 本規則の施行 本規則は、2015年4月1日より施行される